

## 令和3年度都道府県・政令指定都市犯罪被害者等施策主管課室長会議

### 1 主催者挨拶

警察庁で犯罪被害者等施策を担当しております、長官官房審議官の堀でございます。都道府県・政令指定都市の皆様におかれましては、平素より犯罪被害者等施策の推進に御協力いただき、この場を借りまして厚く御礼を申し上げます。

さて、令和3年3月30日に第4次犯罪被害者等基本計画が閣議決定されました。この計画は、令和3年度から7年度末までを期間とし、279の具体的施策を盛り込んでおります。主なものとしては、地方公共団体における犯罪被害者等支援、被害が潜在化しやすい犯罪被害者等への支援、加害者処遇における犯罪被害者等への配慮の充実、そして様々な犯罪被害者等に配慮した多様な支援であります。特に地方公共団体における犯罪被害者等支援に力を入れて推進していくこととしております。

地方公共団体における犯罪被害者等支援施策は、既に全ての地方公共団体に総合的対応窓口が設置され、また、犯罪被害者等に関する条例を制定する地方公共団体が増えるなど、着実に進展しております。しかし、犯罪被害に遭われた方からは、中長期的な支援の充実をはじめ、多岐にわたる意見・要望が依然として寄せられております。犯罪被害に遭われた方に継ぎ目のない中長期的な支援を実施するためには、国、地方公共団体、関係機関、民間被害者等支援団体が相互に連携・協力して、重層的な支援を行うことができる体制を構築していくことが重要でございます。地域住民の方にとって最も身近な公的機関である地方公共団体には、犯罪被害に遭われた方の生活再建に向けた支援など、重要な役割を果たすことが期待されております。第4次基本計画の下でも、引き続き犯罪被害者等施策の推進に御協力をいただきますようお願い申し上げます。

今年度の本会議につきましては、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から動画配信による開催としており、また、希望する市区町村や関係機関においても視聴していただくこととしております。本会議が、御視聴いただきました皆様方の犯罪被害者等施策の推進に役立つことを祈念いたしまして、私の挨拶とさせていただきます。